

令和7年度

「北九州市安全・安心まちづくり  
防犯カメラ設置補助金」

申請の手引き

【地域団体】

総務市民局 安全・安心推進部

安全・安心推進課 都市整備係

# 目次

・ 防犯カメラ設置補助制度の申請の流れ【概要】	
I	「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金制度」について . . . 1~2
II	補助金交付の手続き . . . . . 3~9
III	Q & A . . . . . 10~13
IV	関係機関一覧 . . . . . 14~18
V	北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領【地域団体】 . . . 19~22
VI	補助金交付申請の様式集 . . . . . 23~47

# I 「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金制度」について

## 1 目的

北九州市では、地域団体の方々の犯罪の抑止を目的として公共空間（道路等）を撮影する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

## 2 補助対象者

町内会・自治会などの地域団体

## 3 補助対象経費

防犯カメラの設置に要する下記の経費とします。

- ・ 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- ・ 防犯カメラの設置を示す看板設置費用

（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費並びに機器等の移設及び撤去にかかる経費等は補助対象外です。）

## 4 補助率・補助限度額

補助対象経費の 3／4 以内（1,000 円未満切捨）、1 台につき 30 万円を限度  
1 地域団体につき 10 台を限度  
予算を超える申請があった場合は、ご希望に添えない場合があります。

## 5 管理・運用

防犯カメラ設置にあたっては、「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」（19 頁参照）を遵守し、プライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。

防犯カメラの設置期間中は、当該防犯カメラを適切に維持管理・運用してください。設置して 5 年以内に廃止する場合又は台数を減らす場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

## 6 主な遵守事項

- （1）撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置している旨を表示してください。
- （2）防犯カメラの設置場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路使用許可等が必要な場合は許可を得てください。
- （3）防犯カメラ管理運用規程を作成してください。

- (4) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定し、届出をしてください。
- (5) 画像の保存期間は7日間以上30日間以内とし、経過後は消去してください。
- (6) 第三者への画像提供を禁止します。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。

※ 地元企業の受注機会の増大を促進するため、市内の業者が設置工事を行ったもののみ補助金の対象とさせていただきます。

## Ⅱ 補助金交付の手続き

「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金」の申請から交付については、概ね次のような流れになります。

①設置場所の検討 【令和7年5月～9月】

※撮影対象は  
公共空間(道路等)  
※九電柱、NTT柱への  
設置は照会申込  
が必要

②事前協議申請書を提出 【令和7年5月12日～9月30日】

※地域団体の  
総意が必要

③市が補助台数を内示 【令和7年8月上旬～10月下旬】

※台数を調整する  
場合あり

④補助金交付申請書を提出 【令和7年9月上旬～令和8年1月下旬】

※設置場所の  
許可が必要

⑤市が補助金交付決定を通知 【交付申請書の提出後20日程度】

⑥設置工事 【交付決定通知書の受領後随時】

市が補助金を交付

⑦実績報告書を提出

※工事完了後  
20日以内に提出

⑧市が補助金額確定を通知

※補助金に  
過金があれば返納

⑨管 理 運 用

※設置完了後5年以上  
は維持管理・運用

## ①設置場所の検討

### I. まず、私有地に設置するよう検討してください

個人宅の敷地内の建物壁面や既存柱等を利用し、または専用柱を建柱して設置するなど。

設置する場所の所有者等の権利者から内諾を得ることをお勧めします。

### II. 私有地に適当な場所がない場合は、公共施設等に設置するよう検討してください

#### <公共施設>

##### ■道路に設置したい

道路上に設置するには、道路以外に設置する余地がなくやむを得ない場合に限って許可できるようになっています。その場合、道路管理者の道路占用許可、交通管理者の道路使用許可が必要となります。

#### (1) まずは、道路上の既存物件（街路灯、生活街路灯、道路照明灯、防犯灯）への共架を検討してください

##### 道路上の街路灯、生活街路灯、道路照明灯、防犯灯に共架

道路管理者の道路占用許可、交通管理者の道路使用許可が必要です。

道路占用許可申請には、柱に防犯カメラを共架しても強度に問題がないことを確認するため、強度計算書の提出が必要となる場合があります。

※強度計算書を添付しても、柱の老朽化や既に他の共架物がある等の諸条件により許可されない場合があります。

【関係機関】道路占用許可 市道、県道、国道（一部） 各区役所まちづくり整備課（14頁掲載）  
国道（一部） 国土交通省八幡・行橋維持出張所  
道路使用許可 各警察署（15頁掲載）

#### (2) 道路上に共架するものがない場合

##### 道路に自ら柱を建てて設置

道路管理者の道路占用許可（許可の際、強度計算書の提出が必要となる場合があります。）及び交通管理者の道路使用許可が必要となります。設置場所によっては道路交通の妨げとなる等の理由で許可されないことがあります。

【関係機関】 道路占用許可 市道、県道、国道（一部） 各区役所まちづくり整備課（14頁掲載）  
国道（一部） 国土交通省八幡・行橋維持出張所  
道路使用許可 各警察署（15頁掲載）

## ■公園に設置したい

市が管理している公園へ設置するには、公園管理者から公園施設の設置管理許可を得る必要があります。管理者の許可には条件等があり、許可されない場合があるので、事前協議書提出前に区役所まちづくり整備課にご相談ください。また、**事前協議申請書提出後に管理者との現地での立会いが必要**です。

協議には時間がかかる場合があります。

例) 市が指定する仕様の柱を自ら建てて設置しなければならないなど

【関係機関】 設置管理許可 各区役所まちづくり整備課（14頁掲載）

## ■市民センターに設置したい

市が管理している市民センター敷地内については、施設管理者から行政財産使用許可を得る必要があります。管理者の許可には条件等があり、許可されない場合があります。また、協議には時間がかかる場合があります。

例) 設置面積に応じて使用料が必要など

【関係機関】 行政財産使用許可 各区役所コミュニティ支援課（14頁掲載）

## <その他>

### ■九電柱、NTT柱に設置したい

防犯カメラの機器設置及び標示については、管理者の承諾が必要です。設置する電柱によっては維持管理の支障になる等の理由で許可されないことがあるため、共架を希望する場合は、必ず九州電力、NTTへの照会申込を行い、回答書にて電柱共架の可否を確認してください。（手続きには期間を要します。）

また、必要に応じ道路管理者の道路占用許可、交通管理者の道路使用許可等が必要です。

**設置手続きの詳細については、16～18頁を参照してください。**

【関係機関】 道路占用許可 市道、県道、国道（一部） 各区役所まちづくり整備課（14頁掲載）  
国道（一部） 国土交通省八幡・行橋維持出張所  
道路使用許可 各警察署（15頁掲載）  
九州電力の承諾 九州電力配電事業所（15頁掲載）  
NTTの承諾 NTTフィールドテクノ（15頁掲載）

## その他及び留意事項

- (1) 撮影対象が道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないようにしてください。
- (2) 信号柱への共架は、維持管理の支障となるため基本的に許可されていません。
- (3) 道路以外に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出している場合は、道路占用許可及び道路使用許可が必要となります。
- (4) 道路上に設置する場合、車道上であれば4.5m以上、歩道上の設置であれば2.5m以上、公園に設置する場合であれば3m以上の高さに設置しなければなりません。また、管理者の事情（道路・公園工事等）により防犯カメラの撤去・移設等が必要となる場合は、設置者の負担で撤去・移設等が必要となります。

なお、地上2m以上の作業は高所作業となりますので、労働安全衛生規則に定める安全措置（墜落等による危険の防止）を講じなければ作業ができません。
- (5) 道路占用許可等には期間があります。期間を超える場合は更新申請が必要です。
- (6) 道路電線からの電力供給については、九州電力と協議が必要です。
- (7) 設置予定場所の付近に居住する方の同意を得てください。
- (8) 事故等の発生及び第三者との紛争が生じた際は、設置者の責任において処理してください。

## ②事前協議申請書を提出

補助金の交付申請をしようとする者（申請者）は市へ事前協議を行ってください。  
申請者の設置意思決定後、取付位置や撮影方向を決め、防犯カメラ設置費用の見積を準備してください。

**※事前協議にあたっては、必ず設置場所の管理者等との協議が必要です。**

【提出書類】 **A** 事前協議申請書（様式 24 頁参照）

**B** 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（様式 26 頁参照）

**C** 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面（様式 27 頁参照）

**D** 設置費用見積書の写し（様式は問いません）

【提出先】 総務市民局安全・安心推進課都市整備係（14 頁掲載）

## ③市が補助台数を内示

事前協議の申請を受け、警察等と協議し、内容を審査したうえで、市が申請者へ内示書を通知します。（内示書は設置場所に対する許可ではありません）

※予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがあります  
**道路に設置する場合の道路占用許可、道路使用許可、又は公園に設置する場合の設置・管理許可の申請時には、本内示書の写しが必要です。**

## ④補助金交付申請書を提出

設置場所等についての所有者等の同意を得た上で、許可の各種手続きを行ってください。

プライバシー保護等に配慮した管理運用を行っていただくため、管理運用規程を作成してください。

市が通知した内示書に基づき、交付申請を行ってください。

【提出書類】 **E** 交付申請書（様式 28 頁参照）

**F** 設置場所及び撮影範囲を示した図面（様式27頁参照）

**G** 設置費用見積書の写し（様式は問いません）

**H** 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）

**I** 団体規約及び役員名簿の写し（地域団体で所有のもの）

**J** 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類（様式30頁参照）

**K** 防犯カメラ設置補助事業収支予算書（様式32頁参照）

**L** 防犯カメラ管理運用規程（様式34・35頁参照）

**M** 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式36頁参照）

**N** その他市長が必要と認める書類（**口座振込依頼書（様式38頁参照）、道路占用許可、道路使用許可、九電の共架工事着手承諾書、NTTの設置承諾書等**）

※上記F Gは、事前協議申請時に提出したのから変更がない場合、提出を省略することができます。

【提出先】 総務市民局安全・安心推進課都市整備係（14 頁掲載）

## ⑤市が補助金交付決定を通知

交付申請書の内容を審査し、交付を認めたときは、市が申請者へ交付決定通知書にて通知します。

## ⑥設 置 工 事

## 市 が 補 助 金 を 交 付

市が通知した交付決定書(補助交付額の決定、台数の決定、交付額の確定・調整もあります)に基づき、防犯カメラの設置工事に着手してください。

また、市が申請者へ交付決定通知書の補助金額を交付します。

## ⑦実績報告書を提出

事業（防犯カメラ設置工事）が完了したときは、完了の日から20日以内に実績報告を行ってください。年度末（3月末）までに提出をお願いします。

※九電柱へ共架した場合は、九州電力に『竣工通知書』の提出が必要です。

※NTT柱へ添架した場合は、NTTに『完了届』の提出が必要です。

【提出書類】 **O** 実績報告書（様式40頁参照）

**P** 設置したカメラにより撮影された画像（様式は問いません）

**Q** 設置場所の工事前後の写真

**R** 領収書の写し

**S** 防犯カメラ設置補助事業収支決算書（様式42頁参照）

**T** その他市長が指示する書類

【提出先】 総務市民局安全・安心推進課都市整備係（14頁掲載）

## ⑧市が補助金額確定を通知

実績報告を受け、内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、市が補助金確定通知書にて通知します。

実績報告において、精算を行い、補助金の交付額が精算額より多い場合は、戻入額を速やかに市へ返納してください。

## ⑨管 理 運 用

防犯カメラ設置期間中は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用していただく必要があります。

特に、5年間は下記事項を遵守してください。設置して5年以内に廃止する場合又は台数を減らす場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

### 関係書類の整備

設置完了後5年間は、防犯カメラ設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を備えてください。

### 提出書類

●管理運用状況報告書

防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を年度末（3月末）までに提出してください。

令和4年度から「管理運用状況報告書」の提出について、押印が不要となりましたので、メール及びFAXで提出が出来ます。

恐れ入りますが、返信用の切手はご負担くださいますようお願い申し上げます。

【提出書類】 **U** 北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書（様式44頁参照）

【提出先】 総務市民局安全・安心推進課都市整備係（14頁掲載）

**※防犯カメラ設置後に、廃止する場合又は設置場所等を変更しようとする場合**

●設置変更・廃止申請書

設置変更・廃止申請書を提出し、承認を受けてください。

【提出書類】 **V** 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書（様式46頁参照）

【提出先】 総務市民局安全・安心推進課都市整備係（14頁掲載）

●道路や公園に設置している防犯カメラを廃止や移設する場合、道路占用許可等の変更等の手続きが必要となりますので、道路管理者等へお問合せください。

【各管理者】 市道、県道、国道（一部）、公園）各区役所まちづくり整備課（14頁掲載）  
国道（一部））国土交通省八幡・行橋維持出張所

●九州電力柱やN T T柱に設置している防犯カメラを廃止・移設する場合、設備使用変更等の手続きが必要となりますので、各設備管理者へお問合せください。

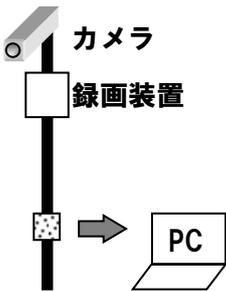
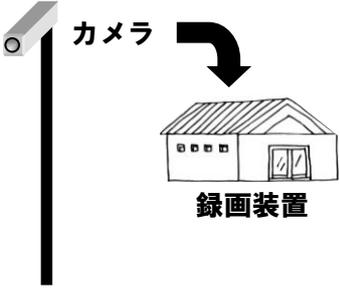
【各管理者】 九州電力柱）小倉・八幡配電事業所（15頁掲載）  
N T T柱）N T Tフィールドテクノ（15頁掲載）

### Ⅲ Q & A

#### Q 1. 防犯カメラとは何ですか。

本事業での防犯カメラとは、公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいいます。

防犯カメラのタイプは、大きく分けて、「録画一体型カメラ（スタンドアローン型）」と集中管理型カメラ（ネットワーク型）」に分かれます。

タイプ	録画一体型カメラ（スタンドアローン型）	集中管理型カメラ（ネットワーク型）
構成	<p>防犯カメラに内蔵されている録画装置やポール等に取り付けた録画装置に撮影画像を直接保存する方式。 （保存データはPC等で取り出します）</p> 	<p>有線又は無線で、防犯カメラから離れた場所に設置している録画装置に通信回線などを使って転送する方式。</p> 
プライバシー保護	<p>記録データが人の手の届かないところにあるので、プライバシーの保護が確立しやすい。</p>	<p>防犯カメラの映像をモニタリングすることができ、記録データが人の手の届くところにあるので、プライバシーの保護が難しい。適切にパスワードを設定し適時に更新するほか、不正アクセスの防止のために、プログラム等を最新の状態に更新することなど、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>
費用等	<p>設置工事が簡単で、経費が安価。 （本事業では、この方式をお勧めします）</p>	<p>設置工事費が高く、別途通信回線費用等が必要となる場合がある。 また、録画装置の設置場所の確保が必要。</p>

**Q 2. どのような仕様の防犯カメラがよいのですか。**

仕様について指定はしませんが、防犯カメラは屋外に設置することから、防水・防塵基準が国際電気標準会議規格 I P 6 6 以上、有効画素数が 200 万画素程度で夜間の撮影が可能なカメラをお勧めします。また、録画装置については、1 日 24 時間で 7 日間以上録画が可能なものをお勧めします。

**Q 3. 防犯カメラの設置に関するアドバイスを聞きたい。(設置場所や防犯カメラの仕様など)**

福岡県等が委嘱するアドバイザー等をご紹介することができます。安全・安心推進課へお問い合わせください。

**Q 4. 撮影する範囲などに決まりはありますか。**

防犯カメラの設置にあたっては、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節や撮影範囲を部分的に隠すなど行い、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしてください。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得てください。

**Q 5. マンション管理組合ですが、補助対象者となりますか。**

対象となりません。マンションにお住まいの方で自治会等を結成している場合は、地域団体として補助の対象となります。

**Q 6. ダミーカメラやリースカメラの設置、設置済みのカメラは、補助金の対象となりますか。**

対象ではありません。

**Q 7. 防犯カメラと録画装置の設置台数が異なる場合、補助金の上限額はどのようになりますか。**

防犯カメラの設置台数により補助金の上限額を計算します。例えば、防犯カメラ 3 台設置、録画装置 1 台設置の場合、防犯カメラ 3 台で計算しますので、上限額は 9 0 万円です。

**Q 8. 防犯カメラの設置について、なぜ団体の総会などで決定することが必要なのですか。**

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等に関するトラブルが発生しないよう、総会などで地域住民の方々の合意を形成していただいたうえで設置してください。

なお、総会のほかに、署名など総会に代わる方法でも構いません。

**Q9. 防犯カメラを設置するにあたって、どのような手続きが必要ですか。**

設置場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮（カメラの角度調節や撮影範囲を部分的に隠すなど）が必要です。

公園等の公共施設に設置する場合には、各管理者と協議のうえ、施設への設置許可を得ていただく必要があります。

また、道路上の既存物件（照明灯類など）に設置する場合には、その管理者と協議のうえ、道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります。

設置場所により条件や制約が異なりますので、詳しい手続きについては、各管理者へお問い合わせください。（関係機関一覧14・15ページに掲載しています）

※設置許可等がないものは、補助金の対象外となります。

**Q10. 事前協議申請書を提出すれば、申請した台数の補助金を受けられますか。**

予算には限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。補助台数は、内示書にて通知します。

**Q11. 書類の提出はどのようにすればよいですか。**

安全・安心推進課都市整備係へ提出してください。郵送で構いません。

ただし、運用状況報告書のみ、FAX・Eメールでも提出できます。

（関係機関一覧14ページに掲載しています）

**Q12. 防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要ですか。**

撮影された画像を誰もが見て、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえたうえで適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

**Q13. 防犯カメラの設置について、問合せや苦情等を受けた時はどうすればよいですか。**

防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。

その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断したうえで、問題ないと判断した場合には、地域住民の話し合いで必要と判断して設置したこと、プライバシーの侵害とならないよう、防犯カメラ設置の表示や管理運用規程を定めていることなどを説明し、理解を求めてください。

**Q14. 防犯カメラの設置や設置後の管理運用について、どのようなことがありますか。**

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守してください。設置後は、機器の定期的なメンテナンスのほかに、災害等による修理、撮影角度の修正、照会に基づくデータ提供などに対応する必要があります。

また、設置だけではなく、撤去後の原形復旧も考慮して検討してください。

**Q15. 維持管理費用にはどのようなものがありますか。**

電気代（機器によって異なりますが、1台につき年間5千円～1万5千円程度）の支払いが必要なほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、故障時の修理費用が必要となり、またデータ抽出にも費用がかかる場合があります。※九電柱に共架する場合は、別途「電柱共架料」が必要になります。

そのためにも、簡単なメンテナンスが可能な場所への設置、機種を選定など、維持管理についても防犯カメラ取扱業者に事前に十分確認したうえで、防犯カメラの設置をご検討ください。

※維持管理費用については、本事業の補助対象ではありません。

## IV 関係機関一覧

### 1 補助金申請書類提出先、補助金制度に関する問い合わせ

北九州市 担当課	総務市民局 安全・安心推進課 都市整備係
住 所	小倉北区城内1番1号庁舎2階 〒803-8501
電 話	093-582-2866
F A X	093-582-3889
Eメール	sou-anshin@city.kitakyushu.lg.jp

### 2 道路占用許可等の申請、問い合わせ

■市道、県道、国道（3号(一部)、198号、199号、200号、211号、322号、495号）、公園に設置

区役所	担当課	電話番号	区役所	担当課	電話番号
門司区	まちづくり整備課	093-331-1884	小倉北区	まちづくり整備課	093-582-3471
小倉南区	まちづくり整備課	093-951-4121	若松区	まちづくり整備課	093-761-5325
八幡東区	まちづくり整備課	093-671-0803	八幡西区	まちづくり整備課	093-642-1453
戸畑区	まちづくり整備課	093-871-1503			

■国道（2号、3号（一部））に設置

機関名	電話番号（代表）	住 所
国土交通省八幡維持出張所	093-631-3338	八幡西区穴生四丁目12-1

■国道（10号）に設置

機関名	電話番号（代表）	住 所
国土交通省行橋維持出張所	0930-22-1129	福岡県行橋市行事四丁目3-9

■市民センターに設置

区役所	担当課	電話番号	区役所	担当課	電話番号
門司区	コミュニティ支援課	093-331-1882	小倉北区	コミュニティ支援課	093-582-3337
小倉南区	コミュニティ支援課	093-951-0201	若松区	コミュニティ支援課	093-761-5324
八幡東区	コミュニティ支援課	093-671-3061	八幡西区	コミュニティ支援課	093-642-1337
戸畑区	コミュニティ支援課	093-871-2335			

### 3 道路使用許可の申請窓口

警察署名	電話番号 (代表)	住 所
門司警察署	093-321-0110	門司区西海岸二丁目3番13号
小倉北警察署	093-583-0110	小倉北区大門一丁目6番19号
小倉南警察署	093-923-0110	小倉南区若園五丁目1番6号
若松警察署	093-771-0110	若松区くきのうみ中央1番1号
八幡東警察署	093-662-0110	八幡東区大谷一丁目1番1号
八幡西警察署	093-645-0110	八幡西区東王子町2番1号
折尾警察署	093-691-0110	八幡西区光明一丁目6番6号
戸畑警察署	093-861-0110	戸畑区汐井町2番1号

### 4 九州電力の申請窓口 (九州電力柱に共架)

#### (株) 九電送配サービス

事務所名	電 話	住 所	管轄地域
小倉配電事業所	0800-777-9400	小倉北区米町二丁目3番1号	小倉北区、小倉南区、門司区、戸畑区
八幡配電事業所	0800-777-9401	八幡東区西本町一丁目19番1号	八幡東区、八幡西区、若松区、戸畑区 (一部)

### 5 NTTの申請窓口 (NTT柱に共架)

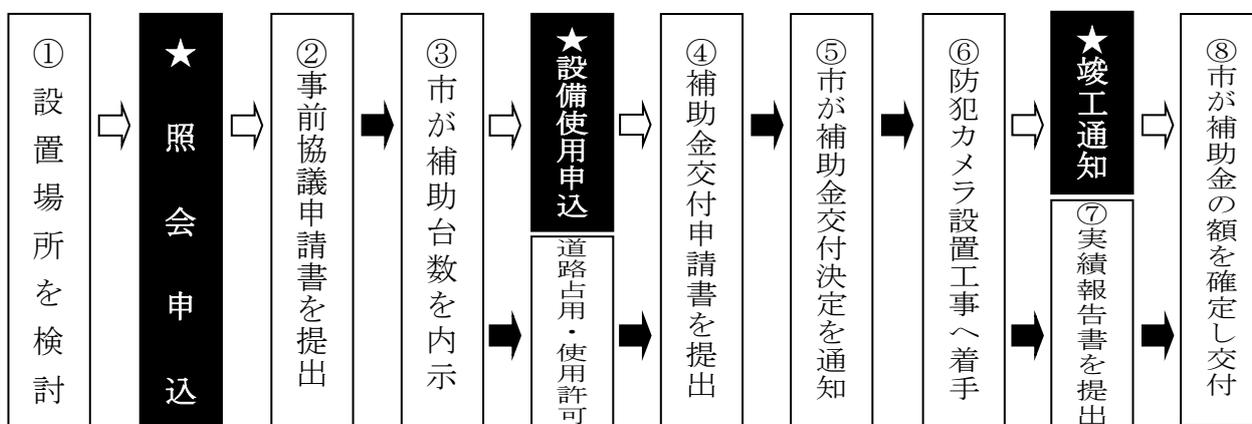
事務所名	電 話	住 所	管轄地域
NTTフィールドテクノ 設備管理担当	092-555-2648	福岡市南区向野一丁目 17番25号	北九州市内一円

## 九州電力柱への防犯カメラの共架について

### 1 共架の条件（主なもの）

- (1) 九州電力柱以外で設置場所の確保が困難であること。
- (2) 他物との離隔が確保され、保安作業の支障\*とならないなど、九州電力が共架可能と判断する箇所であること。  
※支障となるのは、電柱に機器類（変圧器、開閉器、管路（ケーブル）立上り柱など）を設置している場合など
- (3) 事故・損害に備え施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 九州電力と「防犯カメラ機器等施設共架契約書」を締結し、電柱共架料（1年間1,430円（税込））を支払うこと。

### 2 手続きの流れ（九州電力への手続きは★印の部分です）



#### ★照会申込

- ア. カメラの設置を検討する九電柱への共架が可能か、九州電力へ照会する手続きです。照会には費用が掛かりますので、事前にお問い合わせください。  
なお、共架不可の場合も返還されません。
- イ. 九州電力送配電(株)の地区配電事業所に、必要書類をそろえて申し込みます。

#### ★設備使用申込

- ア. 防犯カメラを九電柱に共架するための本申込みとなる手続きです。
- イ. 併せて、「道路占用許可」等を得ること、施設賠償責任保険の申込みなどが必要です。
- ウ. 九州電力と申請者で「防犯カメラ機器等施設共架契約書」を締結していただきます。

#### ★竣工通知

- 防犯カメラの共架工事が完了したことを、九州電力へ通知する手続きです。  
(九州電力にて共架工事が適切に行われているか確認します)

### 3 設備の管理・運用

- (1) 九電柱への**防犯カメラ設置期間中は、毎年九州電力へ電柱共架料の支払いが必要**です。
- (2) 九電柱の移設・撤去等が発生した際は、九州電力の指示に従い、防犯カメラの移替及び撤去等を行う必要があります。  
(**防犯カメラの移設・撤去等の工事に掛かる費用は、共架者の負担**です)
- (3) **防犯カメラの取替や撤去等の工事を行う場合は、漏れなく九州電力へ事前に申請を行い、工事許可を受ける**必要があります。
- (4) **防犯カメラの九電柱共架の契約期間は、原則5年間**です。以後、継続して設置する場合は、契約満了6ヶ月前までに九州電力へ申し出、双方協議の上、共架契約を更新(覚書締結)する必要があります。  
なお、**共架契約の更新時は、防犯カメラの「安全点検確認書」及び「賠償保険証券(写)」等の提出が併せて必要**となります。(5年間経過後は、原則、毎年契約更新が必要です。)

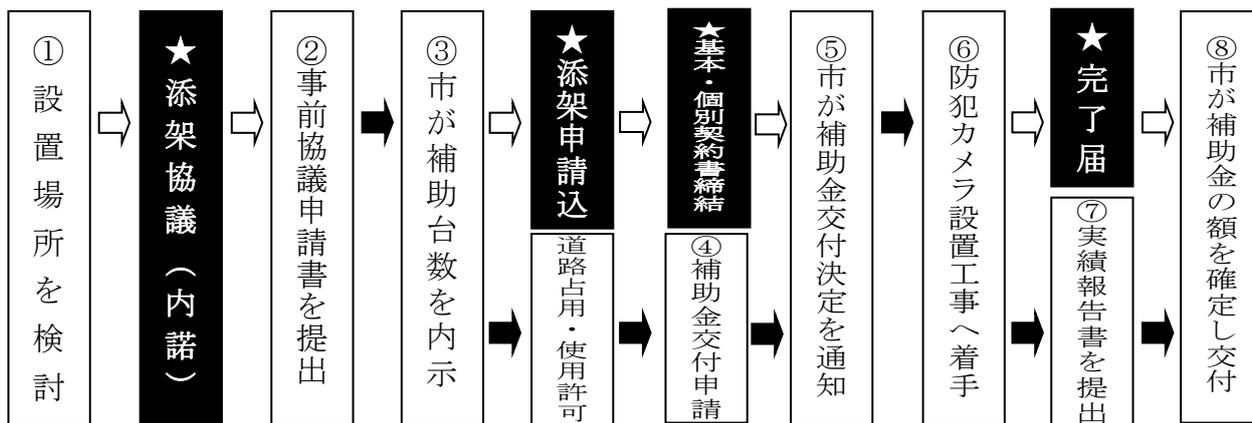
**九州電力の共架手続きの問合せは、15ページ掲載の各配電事業所へお願いします。**

## NTT柱への防犯カメラの添架について

### 1 添架の条件（主なもの）

- (1) NTT柱以外で設置場所の確保が困難であること。
- (2) NTTの技術基準に適合したもの。NTTが添架可能と判断する箇所であること。
- (3) NTTと申請者は「基本契約書」「個別契約書」を締結し、電柱添架料等（1装置1年間1,320円(税込)）（個別契約書締結月から）の支払い、移設等の指示に従うこと。

### 2 手続きの流れ（NTT関係への手続きは★印の部分です）



#### ★添架申請

- ア. 防犯カメラをNTT柱に添架するための添架申請の手続きです。
- イ. NTTと申請者で「基本契約書」「個別契約書」を締結していただきます。

#### ★完了届

防犯カメラの添架工事が完了したことを、NTTへ通知する手続きです。  
(NTTにて共架工事が適切に行われているか確認します)

**NTTの添架手続きの問合せは、15ページ掲載のNTT申請窓口へお願いします。**

## V 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領 【地域団体】

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(設置及び表示)

第2条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示の内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所の所有者の同意等)

第3条 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の同意又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラ設置者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的以外には防犯カメラを利用しないこと。
- (2) 個人のプライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を指定すること。
- (5) 防犯カメラにて撮影した画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (6) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）、事故があつた際は、速やかに対応、処理すること。
- (7) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラの操作及び画像の視聴を行わなければならない。

3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りでない。

4 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに市長へ届出をしなければならない。

(画像及び記録媒体)

第6条 管理運用責任者等は、画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。

(2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。

(3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者が行わないこと。

(秘密の保持)

第7条 管理運用責任者等は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は第8条第1項を除く目的のために使用してはならない。管理運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 管理運用責任者等は、防犯カメラで撮影した記録映像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合以外は第三者への画像提供を禁止する。

(1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

(3) その他法令に基づく照会があった場合

2 前項第1号に基づく情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行うものとする。

3 第1項において、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかななければならない。

(1) 提供日時

(2) 利用目的

(3) 提供先

(4) 提供する画像の内容

(管理運用規程の作成)

第9条 防犯カメラ設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限
- (8) 問い合わせ等の対応

(報告及び是正措置)

第10条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務の委託)

第11条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、管理及び運用を徹底するものとする。

付 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

文字色	赤
背景色	黄





## VI 補助金交付申請の様式集

### 目次

#### ◆ 事前協議申請関係様式

<b>A</b> 事前協議申請書（記入例）	24～25
<b>B</b> 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（作成例）	26
<b>C</b> 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面（作成例）	27

#### ◆ 交付申請書関係様式

<b>E</b> 交付申請書（記入例）	28～29
<b>F</b> 設置場所及び撮影範囲を示した図面（作成例）	27
<b>J</b> 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類（作成例）	30～31
<b>K</b> 防犯カメラ設置補助事業収支予算書（記入例）	32～33
<b>L</b> 防犯カメラ管理運用規程（作成例）	34～35
<b>M</b> 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（記入例）	36～37
<b>N</b> 口座振込依頼書（作成例）	38～39

#### ◆ 実績報告関係様式

<b>O</b> 実績報告書（記入例）	40～41
<b>S</b> 防犯カメラ設置補助事業収支決算書（記入例）	42～43

#### ◆ 管理運用報告関係様式

<b>U</b> 北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書（記入例）	44～45
<b>V</b> 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書（記入例）	46～47

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

## 【地域団体】

令和 年 月 日

北九州市長

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 <sup>ふりがな</sup> \_\_\_\_\_ 印  
※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者：氏名 <sup>ふりがな</sup> \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

## 記

## 1 防犯カメラ設置場所

\_\_\_\_\_

2 設置予定台数	私有地に設置予定	_____	台	
	道路に自ら柱を建てて設置予定	_____	台	
	九電柱に設置予定	_____	台	
	公園に設置予定	_____	台	
	その他 ( ) に設置予定	_____	台	合計 _____ 台

## 3 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- (3) 設置費用見積書の写し

## 4 その他

申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

## 【地域団体】

令和 ○年 ○月○○日

北九州市長

団体の事務所がない場合は、代表者の住所を記入してください

住所 北九州市○○区○○○丁目○番○号団体名 ○○○町内会代表者職 会長ふりがな  
氏名 ○○ ○○ 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

代表者以外に担当者がある場合は、連絡先を記入してください

担当者：ふりがな  
氏名 ○○ ○○電話番号 ○○○-○○○-○○○○

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

## 1 防犯カメラ設置場所

代表する設置場所を記入してください。  
具体的な場所は別紙図面にて提出してください。

北九州市○○区○○○丁目○番地

2 設置予定台数	私有地に設置予定	<u>1</u> 台	
	道路に自ら柱を建てて設置予定	<u>    </u> 台	
	九電柱に設置予定	<u>1</u> 台	
	公園に設置予定	<u>1</u> 台	
	その他 (            ) に設置予定	<u>    </u> 台	合計 <u>3</u> 台

## 3 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置費用見積書の写し

## 4 その他

申請人が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類

〇〇〇町内会議事録

- 1. 開催日時 令和〇年〇〇月〇〇日 午後〇時～〇時
- 2. 開催場所 〇〇〇市民センター
- 3. 会員総数 〇〇人
- 4. 出席者数 〇〇人 (委任状提出者含む)
- 5. 議決事項 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金  
による防犯カメラの設置について
- 6. 議決結果 可決 (賛成〇〇人、反対〇〇人)

令和〇年 〇月〇〇日

2名以上が自署または押印してください

議長 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

● ● 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

提出書類 C、F

作成例 (※様式は問いません)

設置場所及び撮影範囲を示した図面

←● 設置場所及び撮影方向



撮影範囲がわかる写真

①



②



## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付申請書

### 【地域団体】

令和    年    月    日

北九州市長

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者：ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付について申請します。

#### 記

1 防犯カメラ設置場所 \_\_\_\_\_

2 設置予定時期                    令和    年    月

3 補助申請台数                    \_\_\_\_\_ 台

4 補助申請金額                    \_\_\_\_\_ 円

#### 5 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置費用見積書の写し
- (3) 設置する防犯カメラの概要が分かる資料（図面、カタログ等）
- (4) 団体規約及び役員名簿の写し
- (5) 設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類
- (6) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (9) その他市長が必要と認める書類

※ (1)～(2)は、事前協議申請時に提出したものから変更がない場合、提出を省略することができます。



## 防犯カメラ設置同意願

令和 年 月 日

様

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、防犯カメラを貴所有地へ設置することについて同意していただきますようお願いいたします。

### 記

1 設置場所

2 設置台数 台

(切り離さないでください)

### 同意書

上記の件について同意します。

令和 年 月 日

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

設置する場所の所有者等の権利者の同意又は許可を証する書類  
(私有地に設置する場合)

防犯カメラ設置同意願

令和〇年 〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**

団体名 **〇〇〇町内会**

代表者職 **会長**

ふりがな 〇〇 〇〇  
氏名 **〇〇 〇〇** 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり、防犯カメラを貴所有地へ設置することについて同意していただきますようお願いいたします。

記

1 設置場所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇〇〇敷地内**  
(別添図面のとおり)

2 設置台数 **1** 台

(切り離さないでください)

同 意 書

上記の件について同意します。

令和〇年 〇月〇〇日

自署、または押印してください。

(住 所) **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**

(氏 名) **〇〇 〇〇** 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

## 安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支予算書

## 1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

## 2. 支出額

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

## 〇〇〇町内会 安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支予算書

## 1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
補助金	798,000	$249,000 + 249,000 + 300,000 = 798,000$
自己資金	277,680	$83,640 + 83,640 + 110,400 = 277,680$
合計	1,075,680	

## 補助金

補助対象経費の3/4 (1,000円未満切捨て)

1台目： $332,640 \times 3/4 = 249,480 \rightarrow 249,000$ 2台目： $332,640 \times 3/4 = 249,480 \rightarrow 249,000$ 3台目： $410,400 \times 3/4 = 307,800 \rightarrow 300,000$ (上限)

## 自己資金

補助対象経費－補助金

 $332,640 - 249,000 = 83,640$  $332,640 - 249,000 = 83,640$  $410,400 - 300,000 = 110,400$ 

## 2. 支出額

3台以上の申請の場合は本書に列を追加するか別紙を追加してください。

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
防犯カメラ (機器購入費)	180,000	60,000	60,000	60,000
録画装置 (機器購入費)	192,000	64,000	64,000	64,000
設置工事費	606,000	178,000	178,000	250,000
看板設置費	18,000	6,000	6,000	6,000
消費税	79,680	24,640	24,640	30,400
合計	1,075,680	332,640	332,640	410,400

補助金の算定のために、設置費用の見積は1台ごとの金額がわかるようにしてください。  
例えば、カメラ3台設置、録画装置(レコーダー)1台設置の場合、録画装置1台の金額をカメラ3台分に等分割して、1台当たりの金額を算定してください。

## 〇〇〇町内会 防犯カメラ管理運用規程

（目的）

第1条 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地における自主的な防犯活動を目的として設置する〇〇〇町内会防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（設置場所及び撮影範囲）

第2条 防犯カメラは**3**台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

（設置者）

第3条 防犯カメラの設置者は、〇〇〇町内会とする。

（管理及び運用）

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- （1）プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- （2）保守点検等により適切な維持管理を行う。
- （3）管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- （4）撮影された画像（以下、「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下、「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- （5）設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し処理する。
- （6）設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を行い適切に対応する。

（管理運用責任者及び操作取扱者）

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行う。

- 2 管理運用責任者は、〇〇 〇〇とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作取扱者は、■■■ ■■■とする。
- 5 防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）以外の操作を禁止する。

6 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様である。

（画像の保存期間、消去）

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定める。

（1）画像の保存期間は、●日間とする。

7日以上30日以内で  
設定してください。

（2）保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

（画像提供の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

（1）捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

（2）人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

（3）その他法令に基づく照会があった場合

2 犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理運用責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行う。

3 画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存する。

（1）提供日時

（2）利用目的

（3）提供先

（4）提供する画像の内容

（問い合わせ等の対応）

第8条 管理運用責任者は、住民等から防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けたときは、その内容が本管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

（その他）

第9条 本管理運用規程に記載していない事項は、「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

本規程は、令和〇〇年〇月〇〇日から施行する。

管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名  
〔事業者については  
商号又は名称〕

代表者職・氏名<sup>ふりがな</sup>

印

〔事業者については  
代表者氏名〕

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

担当者：氏名<sup>ふりがな</sup>

電話番号

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

記

(管理運用責任者)

住 所

氏 名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

(操作取扱者)

住 所

氏 名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

## 管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

令和〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

団体名

〇〇〇町内会

〔事業者については  
商号又は名称〕

代表者職

会長

ふりがな  
氏名

〇〇 〇〇

印

〔事業者については  
代表者氏名〕

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな  
氏名

〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

申請団体の中から  
定めてください。

記

(管理運用責任者)

住所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(操作取扱者)

住所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目■番■号

氏名 ■■■ ■■■ 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 ■■■■-■■■■-■■■■■

### 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金口座振込依頼書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金は、下記口座に振り込んでください。

振込先	<input type="text"/>	銀行 信用金庫 農協	<input type="text"/>	支店
-----	----------------------	------------------	----------------------	----

預金種類	普通	・	当座
------	----	---	----

口座番号	<input type="text"/>
------	----------------------

フリガナ	<input type="text"/>
口座名義	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金口座振込依頼書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金は、下記口座に振り込んでください。

振込先	〇〇	銀行	信用金庫	〇〇	支店
預金種類	普通	・	当座		
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇				
フリガナ	〇〇〇チョウナイカイ カイチョウ 〇〇 〇〇				
口座名義	〇〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇				
住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号				

いづれかに〇印を記入してください。

いづれかに〇印を記入してください。

通帳の名義をカタカナで記入してください

※記載ミスにより補助金を入金できないことがあります。  
通帳の写しもご提出していただけますと、入金手続きが確実に行えます。

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

{	団体名	}
	事業者については 商号又は名称	

代表者職

ふりがな  
氏名

印

{	事業者については 代表者氏名	}
---	-------------------	---

電話番号

担当者：ふりがな  
氏名

電話番号

令和 年 月 日付北九州市指令総安安第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 防犯カメラ設置場所 \_\_\_\_\_
- 2 防犯カメラの設置年月日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_
- 3 収支計算
- |     |      |        |
|-----|------|--------|
| ①   | 交付金額 | _____円 |
| ②   | 精算金額 | _____円 |
| ①－② | 戻入額  | _____円 |
- 4 添付書類
- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
  - (2) 設置場所の工事前後の写真
  - (3) 領収書の写し
  - (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
  - (5) その他市長が必要と認める書類

## 5 その他

防犯カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせたときは、市が補助金の交付決定をしないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第6号)

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和〇〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

団体名

〇〇〇町内会

〔事業者については  
商号又は名称〕

代表者職

会長

交付申請書と実績報告書の押印は、必ず同じ印鑑を使用して下さい。

ふりがな

氏名

〇〇 〇〇

印

〔事業者については  
代表者氏名〕

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな  
氏名

〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年 〇月〇〇日付北九州市指令総安安第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 防犯カメラ設置場所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地
- 2 防犯カメラの設置年月日 令和〇〇年 〇月 〇〇日
- 3 収支計算
- |         |                  |
|---------|------------------|
| ① 交付金額  | <u>798,000</u> 円 |
| ② 精算金額  | <u>798,000</u> 円 |
| ①-② 戻入額 | <u>0</u> 円       |
- 4 添付書類
- 設置した防犯カメラにより撮影された画像
  - 設置場所の工事前後の写真
  - 領収書の写し
  - 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
  - その他市長が必要と認める書類

## 5 その他

防犯カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせたときは、市が補助金の交付決定をしないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支決算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2. 支出額

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

## 〇〇〇町内会 安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支決算書

## 1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
補助金	798,000	249,000+249,000+300,000 =798,000
自己資金	277,680	83,640+83,640+110,400 =277,680
合計	1,075,680	

## 補助金

補助対象経費の3/4 (1,000円未満切捨て)

1台目：332,640×3/4=249,480→249,000

2台目：332,640×3/4=249,480→249,000

3台目：410,400×3/4=307,800→300,000(上限)

## 自己資金

補助対象経費－補助金

332,640－249,000＝83,640

332,640－249,000＝83,640

410,400－300,000＝110,400

## 2. 支出額

(単位：円)

3台以上の申請の場合は本書に列を追加するか別紙を追加してください。

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
防犯カメラ (機器購入費)	180,000	60,000	60,000	60,000
録画装置 (機器購入費)	192,000	64,000	64,000	64,000
設置工事費	606,000	178,000	178,000	250,000
看板設置費	18,000	6,000	6,000	6,000
消費税	79,680	24,640	24,640	30,400
合計	1,075,680	332,640	332,640	410,400

補助金の算定のために、設置費用の見積は1台ごとの金額がわかるようにしてください。  
例えば、カメラ3台設置、録画装置(レコーダー)1台設置の場合、録画装置1台の金額をカメラ3台分に等分割して、1台当たりの金額を算定してください。

北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名  
〔事業者については  
商号又は名称〕

代表者職

ふりがな  
氏名  
〔事業者については  
代表者氏名〕

電話番号

担当者：ふりがな  
氏名

電話番号

令和 年度(令和 年4月～令和 年3月)の防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度	令和 年度	設置台数	台
	機器の作動状況（故障等）			
	機器の設置状況（固定状況等）			
画像提供	画像を提供した回数		回	
	画像を提供した場合、その内容などを記入してください。			
管理運用責任者	責任者の変更（いずれかに○を） 有・無		住所	
			氏名	
	【変更日】 年 月 日		電話番号	
操作取扱者	取扱者の変更（いずれかに○を） 有・無		住所	
			氏名	
	【変更日】 年 月 日		電話番号	

北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書

令和〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

団体名 〇〇〇町内会

〔事業者については  
商号又は名称〕

代表者職 会長

ふりがな 〇〇 〇〇  
氏名 〇〇 〇〇

〔事業者については  
代表者氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな 〇〇 〇〇  
氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を提出してください。

令和〇年度の(令和〇年4月～令和〇年3月)の防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度	令和〇△年度	設置台数	3	台
	機器の作動状況 (故障等)		良好		
	機器の設置状況 (固定状況等)		良好		
画像提供	画像を提供した回数		1	回	
	画像を提供した場合、その内容などを記入してください。				
	窃盗事件のため、5月30日に〇〇警察署に画像を提供				
管理運用責任者	責任者の変更 (いずれかに○を) 有 (無)		住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号	
	【変更日】 年 月 日		氏名	〇〇 〇〇	
			電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
操作取扱者	取扱者の変更 (いずれかに○を) 有 (無)		住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目■番■号	
	【変更日】 年 月 日		氏名	■■■ ■■■	
			電話番号	■■■■-■■■■-■■■■■■	

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名 <small>〔 事業者については 商号又は名称 〕</small>
---

代表者職

ふりがな 氏名 <small>〔 事業者については 代表者氏名 〕</small>
---

印

電話番号

担当者： ふりがな 氏名

電話番号

令和 年 月 日付北九州市指令総安安第 号で交付決定を受けた防犯カメラの設置について変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 防犯カメラ設置場所

## 2 変更内容

	現在	変更後
設置台数	台	台

## 3 変更理由

## 4 関係書類

- (1) 変更しようとする防犯カメラの位置が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

## 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書

令和〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**  
 団体名 **〇〇〇町内会**  
 〔事業者については  
 商号又は名称〕  
 代表者職 **会長**  
 ふりがな  
 氏名 **〇〇 〇〇** 印  
 〔事業者については  
 代表者氏名〕  
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**  
 担当者： <sup>ふりがな</sup> 氏名           〇〇 〇〇            
 電話番号           〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇          

令和〇〇年 〇月〇〇日付北九州市指令総安安第〇〇〇号で交付決定を受けた防犯カメラの設置について変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 防犯カメラ設置場所

**北九州市〇〇区〇〇〇丁目▲番▲号**

設置して5年以内に、  
 廃止又は台数を減らす  
 場合は、交付した補助  
 金の全部又は一部を返  
 還していただきます。

## 2 変更内容

	現在	変更後
設置台数	<b>3 台</b>	<b>3 台</b>

## 3 変更理由

**防犯カメラ設置場所の所有者が変更となり継続して設置ができなくなったため、設置位置を変更するもの**

## 4 関係書類

- (1) 変更しようとする防犯カメラの位置が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

# MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for writing a memo. The box is vertically oriented and occupies most of the page's width and height.